第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）

～子どもの成長をみんなで支え、子どもも大人もともに学び育つまちへ～

素案

令和７年３月

多摩市教育委員会

4 質の高い教育をみんなに

は じ め に

多摩市教育委員会は、明確な理念と方針に基づき、教育を振興するため、教育基本法第１７条に基づく基本的な計画として、多摩市教育振興プランを策定しています。この計画に基づき、多摩市教育委員会は各年度に実施する事業・取り組みを策定し、その実施結果を点検・評価することにより、教育施策を推進してきました。

令和２年３月に策定した「第二次多摩市教育振興プラン－子どもたちの「生きる力」を育むとともに、豊かな地域づくりに向けた基本計画－」は、令和１２年以降の社会の変化を見据えた教育行政を推進するための１０年間の教育目標・基本方針と、５年間に取り組むべき施策を示したものです。このたび、施策の期間が満了するため、新たに今後５年間に取り組むべき施策を定め「第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）－子どもの成長をみんなで支え、子どもも大人もともに学び育つまちへ－」を策定しました。

今回の改訂では、教育目標・基本方針は維持しつつ、これまでの５年間に推進してきた施策の成果や、その間に生じた教育を取り巻く社会環境の変化、本市で進めている健幸まちづくりを踏まえて、これからの５年間を見据え、子どもの成長をみんなで支え、子どもも大人もともに学び育つまちを実現するために、基本施策を中心に改訂しました。

これからを担う子どもたちには、想定を超えるような社会環境の変化をも前向きに受け止め、主体的・創造的に生き抜いていく力が必要です。さらには、家庭や地域が子どもたちの学びを支える力を持つことも重要です。

多摩市教育委員会は、すべての市民の学びを支えるために、学校教育と社会教育の充実及び連携を進めます。そして「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」のバランスの取れた育成により、子どもたちが生きる力を育み、持続可能な社会の創り手となる資質を身に付けられるよう、また、大人が学び続けることにより多摩市が目指すまちの姿「子どもの成長をみんなで支え、ともに生きるまち」及び「地域で学び合い、活動し、交流しているまち」の実現につながるよう、本計画の着実な推進を通して、教育環境や教育条件を改善し、多摩市の教育の振興を進めます。

最後に、多摩市教育委員会と多摩市は、多くの教育的課題解決と安定的な市民サービス提供のために、国や東京都に対して、必要な財政支援を引き続き求めていきます。

令和７年３月

多 摩 市 教 育 委 員 会

目 次

はじめに ---------- 1

第二 -- 4

第1章 -- 9
1 教 -- 11
(1)
(2)
(3)

2 基 --- 12
(1)「
(2)「
(3)「
(4)「
(5)
(6)「

第2章 --- 15

1 「 --- 18

-- 22

2 「 --- 23

--- 26
- 27

3 「 --- 28

--- 31

4 児 --- 32

--- 37

作成中

5 「社会教育」と「家庭教育支援」の充実 ---------- 38

-- 41

資 料 -- 43
1

2

3

4

5

6 審議
(1)多
(2)多
(3)多
(4)多

7 パブ --

8 策定 --

9 第二 --

10 第 --

作成中

第二次多摩市教育振興プラン(改訂版)の位置づけ

1　計画策定の経緯

平成１８年１２月に教育基本法が改正され、地方自治体に教育の振興のための基本施策である「教育振興基本計画」の策定が努力義務として規定されました。これに伴い、国・東京都の教育振興基本計画や多摩市の総合計画などを踏まえ、平成２２年３月「多摩市教育振興プラン」を、平成２７年３月には、推進してきた施策の成果や課題、その間の教育環境の変化などを踏まえ、「多摩市教育振興プラン（改訂版）」を策定し、様々な教育施策に取り組んできました。

令和２年３月には、令和１２年以降の社会の変化を見据えた教育行政を推進するための１０年間の教育目標・基本方針と、令和２～６年度までの５年間に取り組むべき施策を示した令和２年４月からの新たな計画「第二次多摩市教育振興プラン～子どもたちの「生きる力」を育むとともに、豊かな地域づくりに向けた基本計画～」を策定し、様々な施策を推進してきました。

これまでの「第二次多摩市教育振興プラン」で定めた施策の期間が令和７年３月で満了するため、今後５年間に取り組むべき施策を定めた「第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）～子どもの成長をみんなで支え、子どもも大人もともに学び育つまちへ～」を策定しました。

2　計画の期間

令和２年度（２０２０年度）から、令和１２年（２０３０年）以降の社会の変化を見据えた教育行政を推進するための１０年間の教育目標・基本方針、令和７年度から令和１１年度までの５年間に取り組むべき施策を示す計画とします。

第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）の計画期間

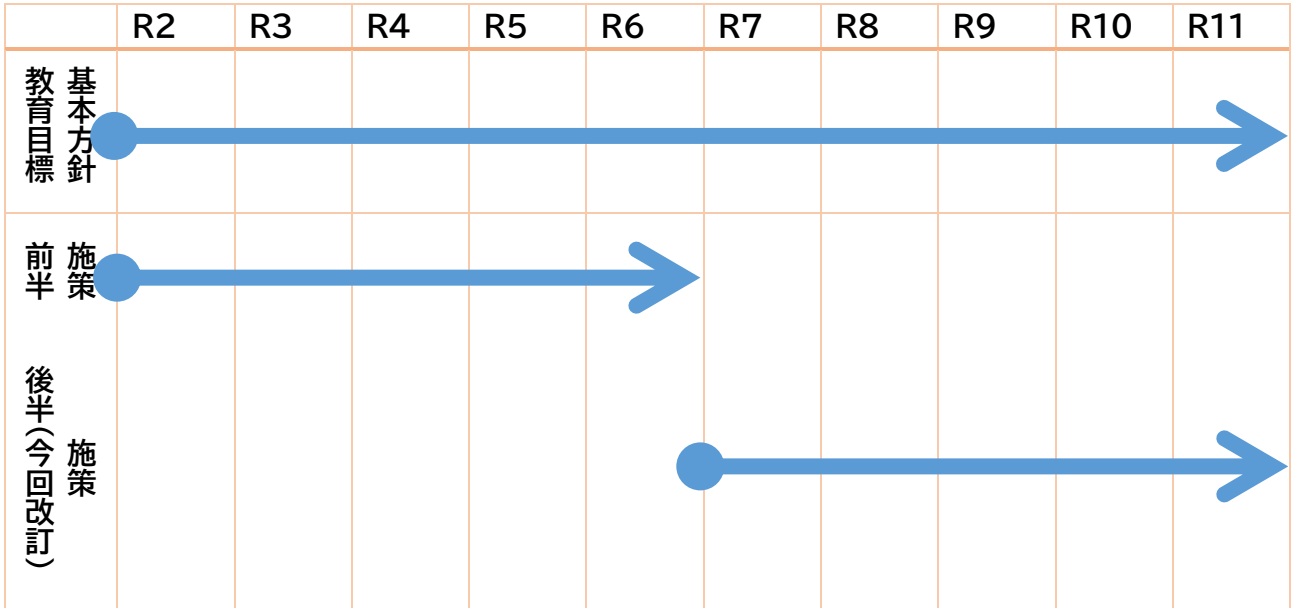

3　第二次多摩市教育振興プラン(改訂版)の位置づけ

本計画は、教育基本法第１７条第２項に基づく「地方公共団体における教育振興のための施策に関する基本的な計画」として位置づけるものであり、令和５年１１月に策定した「第六次多摩市総合計画」及び「多摩市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を尊重し、整合を図るとともに、多摩市の教育に関連する他の計画との整合を図りながら、多摩市における教育の振興のための施策に関する基本計画と位置づけ、本計画により教育の振興を図ります。

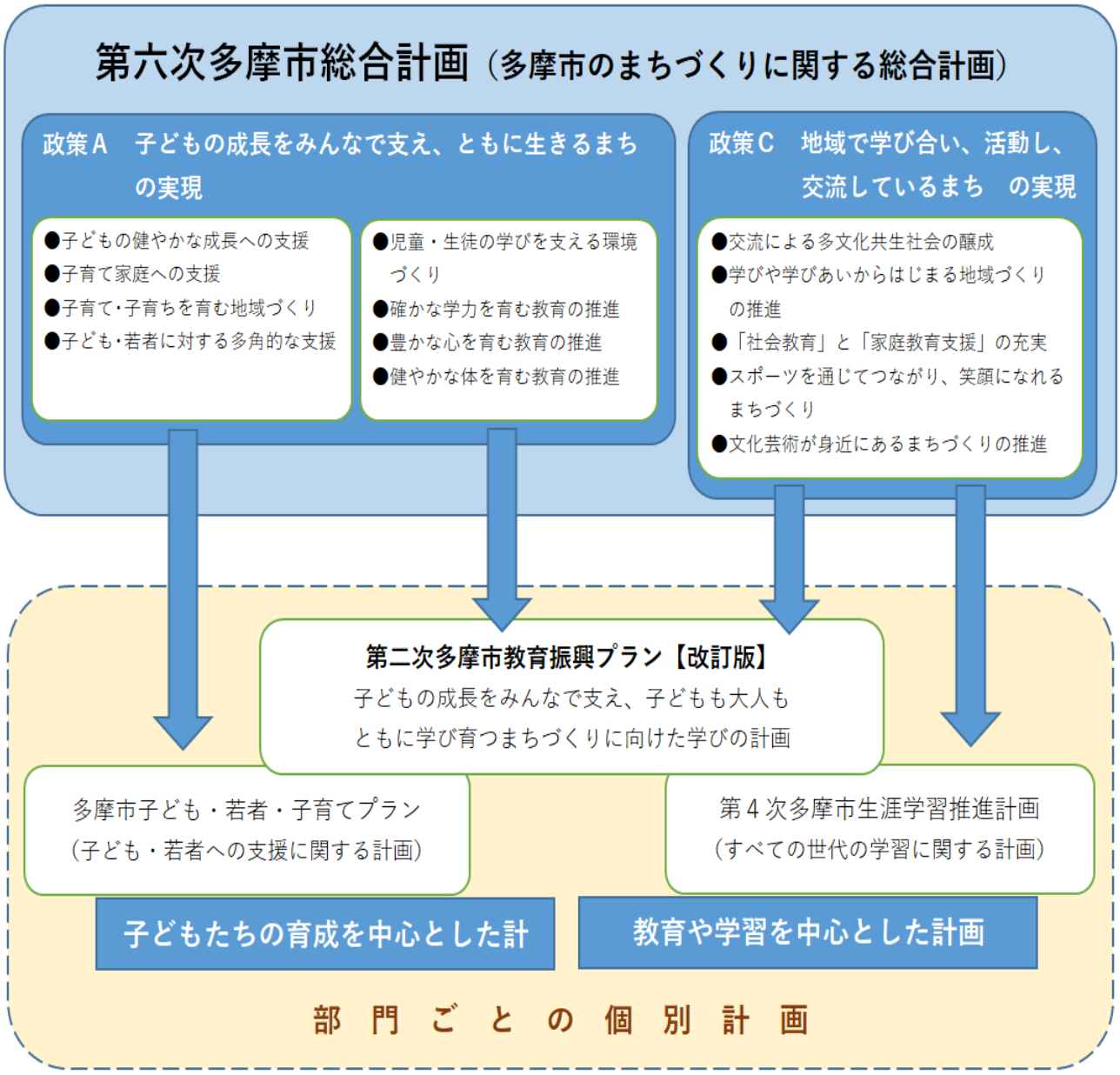

4　改訂の背景

多摩市教育委員会では、令和２年３月に「第二次多摩市教育振興プラン」を策定し、学校教育と社会教育の振興に取り組んできました。

この間、社会では少子高齢化、情報化、グローバル化、ライフスタイルや価値観の多様化などが一層進み、人口減少、雇用環境の変化による所得格差、持続可能な社会保障制度、大きな災害からの復興、環境問題など、様々な課題に直面しています。

また、これからの日本は、人生１００年時代*[1] を迎えようとしており、さらに超スマート社会（Society5.0）*[2] の実現に向けて人工知能（ＡＩ*[3]）やビッグデータ*[4] の活用など、技術革新が急速に進んでいます。こうした社会の大転換を乗り越え、全ての人が豊かな人生を送るためには、自分の夢や可能性に挑戦を続け、多様性を尊重しながら様々な人々と協働してより良い社会を創る力が必要とされます。このような力を身に付ける上で、教育の果たす役割は大変大きく、ますます重要になっています。一方で、子どもの体力の低下やいじめや不登校の増加、教職員の多忙化、家庭や地域の教育力向上の必要性、インターネット上の有害情報の青少年への悪影響など、教育においても様々な課題が生じています。

多摩市においては、令和５年１１月に、刻一刻と変化する予測困難な時代に対応するため、「将来都市像」を定め、市民の皆さんと市の共通の目標として、まちづくりを進める上での根幹となる計画である「第六次多摩市総合計画」を策定するとともに、国では、第４期教育振興基本計画が策定され、東京都においても「東京都教育ビジョン(第５次)」が策定されるなど、学校教育や社会教育をさらに推進する時期となっています。

このような背景の中、多摩市教育委員会では、子どもの成長をみんなで支え、子どもも大人もともに学び育つまちを実現するために、「第二次多摩市教育振興プラン」を改訂しました。

5　第二次多摩市教育振興プラン(改訂版)における施策の方向性

多摩市教育委員会では、社会全体が大きく変化する「予測困難な時代」を生きる子どもたちが、社会で生き抜くために必要となる「生きる力」を身に付けられるよう、これを支える「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の育成を引き続き推進します。また、今後の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成に向け、学校・家庭・地域が一体となって、「子どもたちの学びを支える環境づくり」の充実を図ります。

併せて、子ども、保護者、地域住民が、ともに学びながらつながり、地域社会における絆づくりを進めていき、自らが地域や生活の課題に気づき、互いに学び合う中で解決につなげていくことができるような環境や学びの機会の創出のために、「社会教育」と「家庭教育支援」の充実も図っていきます。

今回の「第二次多摩市教育振興プラン（改訂版)」は、これまでの教育目標・基本方針は維持し、基本施策を中心に改訂しました。これからの５年間を見据え、教育現場におけるＳＤＧｓの達成に資する施策となるような方向性を持って策定するとともに、第六次多摩市総合計画、教育委員会におけるこれまでの取り組み、改訂された国や都の計画、学習指導要領、不登校・いじめ、教員の働き方改革、インクルーシブ教育システムの構築など様々な課題への対応、社会状況の変化などを踏まえ、これからの学校に期待される役割を実現し、さらに多摩市の教育が推進するよう基本施策を定めました。

6　第二次多摩市教育振興プラン(改訂版)の推進のために

本計画において定めた施策を推進するにあたっては、別途毎年度計画的・体系的に取り組みを定め、実施の次年度に評価を行います。その評価を踏まえて取り組みを見直していくＰＤＣＡサイクル*[5]に則した進行管理を図ります。

また、市民や学校の意見等の情報収集を的確に行い、取り組みに反映させます。加えて、急激に変化する社会状況のなかで教育委員会が対応すべき課題を的確にとらえ、国や東京都の動向も踏まえながら、教育施策を推進していきます。

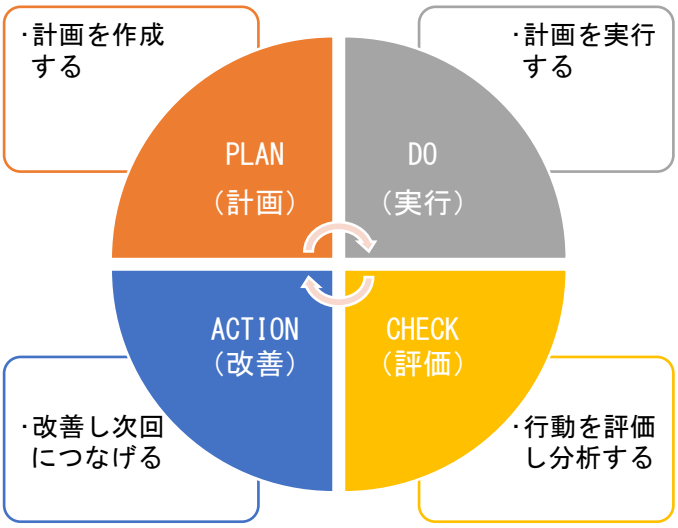

多摩市教育委員会は、第二次多摩市教育振興プランのPDCAサイクルの取り組みとして、「事務点検評価」を行っています。

これは、毎年、評価点検する事業を選定し、教育委員と学識経験者が、事業の取り組みや進捗状況等について意見交換や点検評価を行い、その結果を、翌年度以降の取り組みに反映する仕組みです。

*[1]**人生１００年時代**：我が国は、健康寿命が世界一の長寿社会を迎えており、今後の更なる健康寿命の延伸も期待される。100 年という長い期間をより充実したものにするためには、幼児教育から小・中・高等学校教育、大学教育、更には社会人の学び直しに至るまで、生涯にわたる学習が重要であり、人生 100 年時代に、高齢者から若者まで、全ての国民に活躍の場があり、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会をつくることが重要な課題となっている。

*[2]**超スマート社会（Society5.0）**：我が国が目指すべき未来社会の姿であり、狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会。第５期科学技術基本計画（平成 28 年 1 月 22 日閣議決定）において、「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」として Society 5.0 が初めて提唱された。

*[3]**ＡＩ**：Artificial　Intelligence の略で人工知能のこと。

*[4]**ビッグデータ**：従来のデータベース管理システムなどでは記録や保管、解析が難しいような巨大なデータ群。多くの場合、様々な種類・形式が含まれる非構造化データ・非定型的データであり、さらに、日々膨大に生成・記録される時系列性・リアルタイム性のあるようなものを指すことが多い。今までは管理しきれないため見過ごされてきたそのようなデータ群を記録・保管して即座に解析することで、ビジネスや社会に有用な知見を得たり、これまでにないような新たな仕組みやシステムを産み出す可能性が高まるとされている。

*[5]**ＰＤＣＡサイクル**：Plan-Do-Check-Action（計画-実行-評価-改善）のプロセスを繰り返すことにより、事業活動を常に向上させていこうとするマネジメント手法のこと。

第1章

多摩市教育委員会の目標と方針

１ 教育目標

(1)子どもたちの生きる力の育成

多摩市教育委員会は、すべての子どもたちが知性、感性、徳性を高め、心身ともに健やかな市民として成長し、生きる力が育まれることを願い、以下に掲げる教育を推進します。

○　自ら意欲的に学び、考え、表現し、行動する力をもち、個性と創造力豊かな人間を育成します。
○　互いの人格と多様性を尊重し、思いやりと規範意識をもって他者と協働し、地域や国際社会に貢献しようとする社会性豊かな人間を育成します。
○　心身ともに健やかで、健康的な生活習慣を重んじる人間を育成します。

(2)学校･家庭･地域の連携･協働の拡充

多摩市教育委員会は、教育における学校・家庭・地域の連携と協働を不可欠なものと考えます。
教育は、学校・家庭・地域それぞれが教育の責任を果たし、連携・協働して行われるべきものであるとの認識に立ち、子どもから大人まですべての市民がそれぞれの立場から多様な活動に参加し、互いに「つながる」ことによって総合的な教育力の向上を目指します。

(3)豊かな地域づくりに向けた学びの支援

多摩市教育委員会は、すべての市民が地域の課題や個々の課題の解決に向け、必要な学びを支えるとともに、豊かな教養を培い、自己実現を図り、心身の健康を保持・増進するための取り組みを支援します。一人ひとりが様々な活動の場へ主体的・積極的に参加し、学び合い育ち合いを通じて支え合うことができる豊かな地域社会を創造するために、以下に示す社会教育の充実及び家庭教育の支援に努めます。

○　学校・家庭・地域と連携・協働した青少年の健全育成及びキャリア教育を支援・充実します。
○　社会教育に係る事業の充実及び施設の機能の向上を図ります。
○　市の歴史を次代に引き継ぎ、地域への誇りや愛着心を醸成するため、文化財・歴史資料の収集・保存・活用を推進します。
○　安心して子育てができるよう、社会教育に関する情報提供や子育てに関する学習機会の場を提供し、家庭教育を支援します。

２ 基本方針

（1）「豊かな個性」と「創造力」の伸長

情報技術の急速な発展や国際化の進展など、新たな時代潮流が進んでいます。そのような社会環境の変化に対応できるよう、子どもたち一人ひとりの思考力、判断力、表現力などの資質・能力を育成し、主体的・創造的に生き抜いていく実践力が必要です。

このため、基礎的な学力の向上を土台として、自ら考え行動する態度を育成することが大切です。子どもたちの個性を尊重した教育を充実させ、創造力と想像力を伸ばすとともに、国際社会に生きる地球市民としてのコミュニケーション能力や行動力及び社会性を養うことを目的とした特色ある学校づくりを奨励します。

（2）「人権尊重の精神」と「社会貢献の意欲」の育成

人権尊重の理念を正しく理解し、認識を深めるとともに、他者を認め、思いやる心を持ち、社会生活の基本的ルールを身に付け、地域や国際社会に貢献しようとする意欲を高められるようになることは、すべての市民にとって大切です。

このため、特に市民の一員である子どもたちに対する人権教育及び心の教育の充実を図り、権利と義務、自由と責任についての認識を深めることが重要です。

互いの違いを認め合い、尊重し合える環境を守り、個性や主体性を尊重しつつ、公共心を持ち、真に自立した個人を育て、誰もがいきいきと活躍できる共生社会の形成に資する教育を推進します。

（3）「健やかな体」の育成と「健康教育」の推進

子どもたちの心身の調和のとれた発育・発達を図り、健やかな体をつくることは、「知」「徳」「体」のバランスの取れた人間を育成する上での基盤となります。

このため、一人ひとりが望ましい生活習慣を身に付けるとともに主体的に運動に取り組み、健康や体力を保持増進していくための基礎的な能力や態度を養い、健康で充実した生活を送るための力を育む教育を推進します。

（4）「ESD」の充実と発展

持続可能な社会の構築を目指し、身近にある環境や社会的な課題について多面的に考え、解決を図っていくことができる人材や、地域の文化を理解し、未来に継承発展させていくことができる人材を育成していくことが必要です。

このため、多摩市の豊かな自然環境を生かした体験活動の機会を提供するとともに、防災教育や環境教育、国際理解教育、食育、キャリア教育等を通して持続可能な社会づくりに必要とされる能力と態度を地域とともに育み、持続可能な社会の創り手を育成します。

また、ＥＳＤ*[6]の充実・発展に向けては、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ*[7]）との関連を図って取り組んでいきます。

（5）地域とともに子どもたちを育む取り組みの推進

多摩市の特色を踏まえた教育行政を力強く展開し、学校と地域の人々が目標を共有し、一体となって子どもたちを育んでいくため、学校・家庭・地域との連携・協働の仕組みづくりを進めることが必要です。

このため、校長のリーダーシップのもと、社会に開かれた教育課程*[8]を実践するとともに、市民との協働により地域とともにある学校として、充実した学校運営体制を確立し、教職員が専門性を発揮し、市民や保護者に信頼される魅力ある学校づくりを支援します。

（6）「社会教育」と「家庭教育」の充実

人口減少や少子高齢化、家族形態の多様化が進む中で、子どもたちの健やかな成長を社会全体で支えるとともに、豊かな地域としていくためには、市民一人ひとりが学習と実践を通じてつながり、地域課題を共有し、解決を図り、活力あるより良い地域社会を築いていくことが必要です。

このため、公民館、図書館などによる学びや交流の機会を充実し、多様な活動を通して自己実現と社会参画を図れるよう支援します。

また、文化財の保護、継承、活用を通じ、地域への誇りや愛着心が醸成されるよう、社会教育活動や生涯学習活動を支援します。

さらに、家庭、地域の教育力の向上を目指して、子ども理解につながる研修等を充実させるとともに、学校や地域との連携が図れるよう支援します。

この他、子育て中の親が地域から孤立せずに、地域との一体感の中で自分の成長を実感し、子育てを楽しみ、自信を持てるよう、教育センターや発達支援室、地域子育て支援拠点、子ども家庭支援センター及び健康センターなど、関係する相談機関の連携を推進し、家庭における教育力の向上を支援します。

*[6]ＥＳＤ：Education for Sustainable Development の略で「持続可能な開発のための教育」を示す用語。持続可能な社会の担い手を育むため、地球規模の課題を自分のこととして捉え、その解決に向けて自分で考え行動する力を身に付ける教育のこと。

*[7]ＳＤＧｓ：Sustainable Development Goals の略で「持続可能な開発目標」を示す用語。国連加盟国 193 カ国が 2016 年から 2030 年の 15 年間で達成するために掲げた国際目標。持続可能な世界を実現するための１７のゴールと 169 のターゲット、これらの目標達成に向けた進捗状況を図るインジケーターで構成されるもの。

*[8]**教育課程**：学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容を子どもの心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画のこと。

第2章

第二次多摩市教育振興プラン（改訂版）において取り組む基本施策

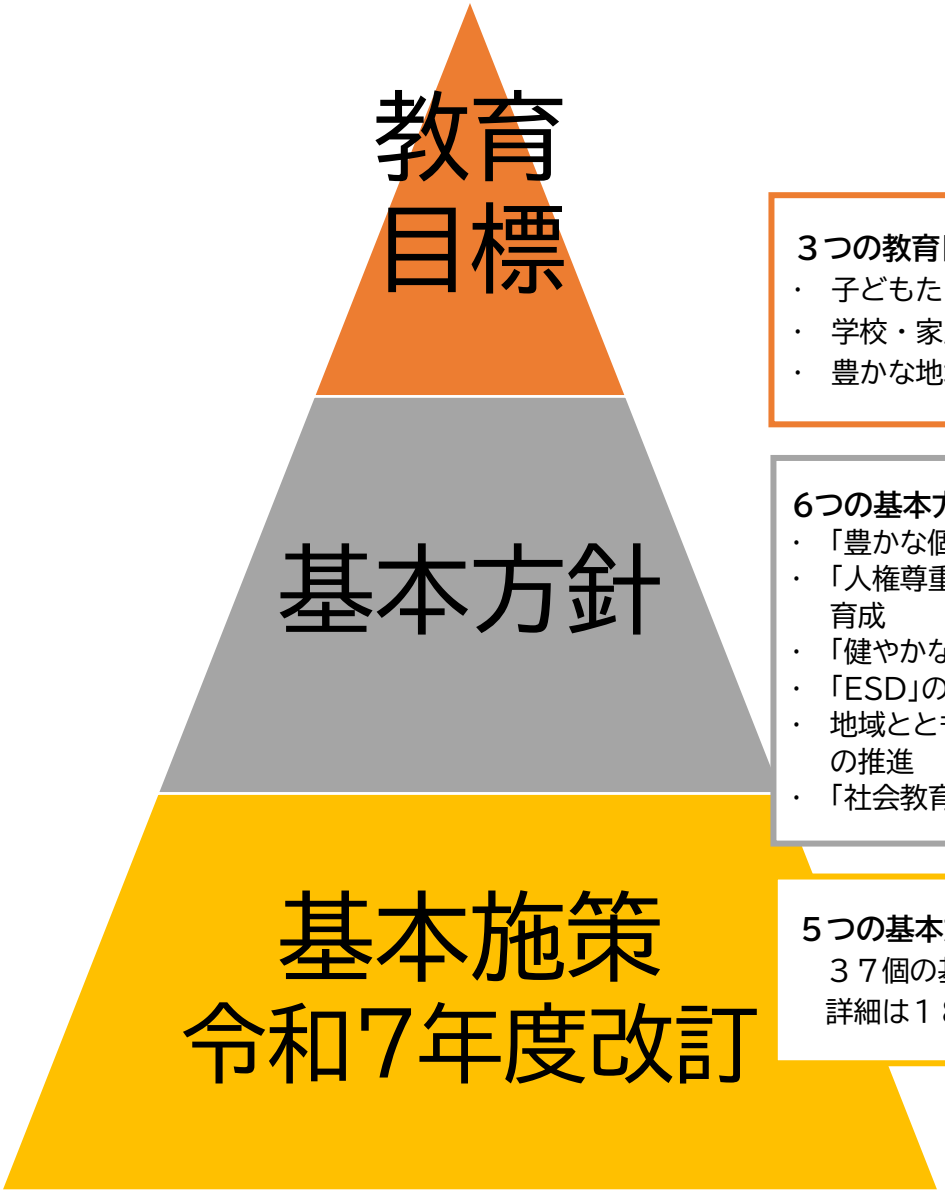

３つの教育目標
- 子どもたちの生きる力の育成
- 学校・家庭・地域の連携・協働の拡充
- 豊かな地域づくりに向けた学びの支援

６つの基本方針
- 「豊かな個性」と「創造力」の伸長
- 「人権尊重の精神」と「社会貢献の意欲」の育成
- 「健やかな体」の育成と「健康教育」の推進
- 「ESD」の充実と発展
- 地域とともに子どもたちを育む取り組みの推進
- 「社会教育」と「家庭教育」の充実

５つの基本施策
３７個の基本施策に基づく取り組み
詳細は１８ページ以降に記載

基本方針に沿った教育目標の達成を目指すために、右ページに掲げる基本施策に基づく取り組みを推進します。

【基　本　施　策】	【基本施策に基づく取り組み】
1 「確かな学力」を育む教育の推進	⑴　学力の定着・伸長を促す学習指導の充実 ⑵　ＥＳＤの充実・発展 ⑶　防災教育の推進 ⑷　英語教育の推進 ⑸　情報教育の推進 ⑹　学校図書館の充実 ⑺　教員の資質・能力の向上 ⑻　地域の力を生かした学習支援の推進
2 「豊かな心」を育む教育の推進	⑴　人権教育の推進及び人権尊重の理念の啓発 ⑵　いじめの未然防止と早期発見・早期対応に向けた取り組みの推進 ⑶　不登校等の児童・生徒への支援 ⑷　道徳教育の推進 ⑸　キャリア教育の推進 ⑹　社会教育との連携と多様な体験活動の推進
3 「健やかな体」を育む教育の推進	⑴　体力向上に向けた取り組みの推進・充実 ⑵　健康教育の充実 ⑶　安全・安心な美味しい学校給食の提供 ⑷　食育の推進 ⑸　持続可能な部活動の環境整備 ⑹　子どもの体づくりのための家庭教育の啓発 ⑺　子どもの育成に資する地域活動の支援
4 児童・生徒の学びを支える環境づくり	⑴　地域とともにある学校づくりの推進 ⑵　学校を支援する人材の発掘と育成 ⑶　教育相談の充実 ⑷　誰一人取り残さない視点に立った支援 ⑸　学校施設・設備の安全・安心な環境づくり ⑹　児童・生徒への適切な学習環境の整備 ⑺　学校における働き方改革の推進 ⑻　ＩＣＴ活用のための環境整備 ⑼　地域における安全・安心な環境づくり ⑽　家庭の状況を踏まえた経済的な支援 ⑾　教育委員会からの積極的な情報発信と意見交換の場づくり
5 「社会教育」と「家庭教育支援」の充実	⑴　社会教育の充実 ⑵　家庭教育や子どもの理解に関する学習機会の充実 ⑶　誰もが学べる学習環境の整備・充実 ⑷　文化・歴史学習の充実 ⑸　地域活動の支援

１「確かな学力」を育む教育の推進

子どもたちの生きる力を支える「確かな学力」は、知識・技能に加え、自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動することにより問題を解決する資質や能力などのことです。

多摩市教育委員会においては、児童・生徒一人ひとりが、基礎的な知識・技能を確実に身に付けられるようにするとともに、どのように社会が変化しても、自ら主体的に課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等の育成を図り、学びに向かう力、人間性を高め、義務教育終了までに、すべての児童・生徒に、主体的・創造的に生き抜く力を養成します。

取り組みの指標

～主体的・創造的に生き抜くための問題発見・解決能力の育成～

児童・生徒が、どのように社会が変化しても主体的・創造的に生き抜くために必要となる、思考力・判断力・表現力等を身に付け、自ら進んで課題の解決に取り組む児童・生徒の割合を増加させます。

「小学校５年生まで〔中学校１・２年生のとき〕に受けた授業では、課題の解決に向けて、自分で考え、自分から取り組んでいたと思いますか」に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答している割合

	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	目標値
小学校６年	調査中止	79.2%	78.5%	77.1%	⇒ 100%
中学校３年		81.8%	82.4%	80.8%	⇒

（文部科学省　全国学力・学習状況調査の多摩市結果より）

「持続可能な社会の創り手」として求められる能力と態度を育成するＥＳＤを通じて、地域や社会をよくするために何ができるかを考える児童・生徒の割合を増加させます。

「地域や社会をよくするために何をすべきかを考えることがありますか」に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答している割合

令和５年度は「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」に「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答している割合

	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	目標値
小学校６年	調査中止	55.4%	52.4%	77.9%	⇒ 100%
中学校３年		44.0%	41.6%	61.4%	⇒

（文部科学省　全国学力・学習状況調査の多摩市結果より）

（1）学力の定着･伸長を促す学習指導の充実

多摩市のすべての児童・生徒に確かな学力を確実に定着させ、一人ひとりの伸長を促す学習活動の推進を図ります。

「全国学力・学習状況調査」や「東京都児童・生徒の学力向上を図るための調査」などを分析し、各校で授業改善を推進し、児童・生徒に分かりやすい工夫された授業を目指します。

また、これからの時代に求められる資質・能力を身につけていくために、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善に取り組みます。

確かな学力の定着及び伸長を目指し、日々の授業において「ねらいの明確化」と「振り返りの確実な実施」を継続します。また、学級経営の安定と家庭学習の充実に向けた理解・啓発、並びに、学習習慣の確立に向けた学校と家庭の連携推進に取り組みます。

多様な子どもたちの将来の自立と社会参画・社会貢献に向け、きめ細かな指導・支援のあり方について検討を進めます。

（2）ESDの充実･発展

主体的・対話的で深い学びを促進するため、ＥＳＤの視点を明らかにした教科等横断的な学習を充実するとともに、持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）を踏まえた教育活動を展開します。

多摩市子どもみらい会議での話合い

これにより、持続可能な社会の創り手として求められる能力と態度を育成します。特に習得した基礎的な知識・技能を活用して、主体的に課題を追究する探究的な学習を地域住民や支援団体、市内の大学や企業のほか、行政との連携・協力の下に積み重ねることで、多面的・総合的に考える力、批判的思考力、コミュニケーション力など、国際社会で生きるために必要な資質、能力を高めていきます。

また、全ての小・中学校がユネスコスクール*[9]であることを生かしながら、オンラインによる国内外の学校との交流、外部人材や地域のネットワークを活用したＥＳＤを展開します。

*[9] **ユネスコスクール**：ユネスコ憲章に示された理想を実現するための、平和や国際的な連携を実施する学校のこと。世界 182か国の学校が加盟（令和５年３月現在）し、世界中の学校との交流を通して、地球規模の諸問題に若者が対処できるような新しい教育内容や手法の開発、発展を目指す。特に日本ではＥＳＤの推進拠点として位置づけられている。

（3）防災教育の推進

台風による大雨や強風、地震など近年の自然災害の発生状況を踏まえ、ハザードマップ等を活用し、日頃から災害に対する備え、自らの身を守る指導の徹底を図ります。災害時には、自分自身や身近な人を助け、被災時に家族や地域の方と助け合い、適切に行動できるよう、家庭や地域と一層の連携を図った防災教育を推進します。

また、「地球沸騰化」と言われる近年の状況を鑑み、熱中症の防止に関する指導の徹底を図ります。

（4）英語教育の推進

児童・生徒がグローバル社会でたくましく生き抜いていけるようにするためには、英語力を身に着け、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や、多様な価値観を理解し、地球規模で物事を考え、行動する力の育成が必要です。

英語で「話す力」と主体的に学ぶ意欲の向上を図り、主に英語力（コミュニケーション力）を高め、日本一英語を話すことができる児童・生徒の育成を念頭に、グローバル人材の育成に取り組みます。

（5）情報教育の推進

一人１台端末を活用し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ることを通して、「主体的・対話的で深い学び」を実現し、情報活用能力等を兼ね備え、新たな時代をけん引する人材の育成を図ります。また、情報モラル教育をはじめとしたＩＣＴ機器を有効かつ適切に扱う態度を育みます。

教員研修等をとおして、教員のＩＣＴ活用指導力、生成ＡＩ等との関わり方などのＩＴリテラシーの向上を図ります。

（6）学校図書館の充実

市立図書館から学校図書館への支援及び連携強化を図るとともに、学校図書館司書の活用により、学校における児童・生徒の読書環境の向上を図ります。児童・生徒が主体的・対話的で深い学びを効果的に進められる環境づくりに向け、学校図書館のセンター機能*[10]（読書をしたり、学習したり、情報を収集したりすること）の向上を目指します。

*[10] **学校図書館のセンター機能**：学校図書館が有する３つの機能、「読書センター」「学習センター」「情報センター」機能のこと。

（7）教員の資質･能力の向上

教員一人ひとりの職層に応じた研修を実施し、指導力を高めるとともに、ＥＳＤやいじめ問題への対応、英語教育、特別支援教育など教育課題に対応した知識を習得させ、それを活用できる指導力を高めます。

また、体罰などの教員の服務事故（教員による体罰及び性暴力等）を根絶するために、校内外の研修を通じて指導の徹底を図り、未然防止に取り組みます。

初任者研修でのグループ協議

（8）地域の力を生かした学習支援の推進

子どもたちが学習に対する興味や関心を高め、確かな学力を身に付けられるよう、保護者、地域の人たちや企業、大学による子どもたちの学習の補助や、基礎学力の定着及び学習習慣の確立に向けた授業時間以外での補習（地域未来塾*[11]）、様々な体験活動の機会を提供するなど各学校の取り組みを支援します。

こうした活動に協力いただける地域人材については、今後不足も見込まれるため、市の地域教育力支援コーディネーター*[12] 及び各校の地域学校協働活動推進員*[13] と学校が連携し、活動についての情報発信を行うなど人材確保に努めていきます。

*[11] **地域未来塾**：児童・生徒の基礎学力の定着と学習習慣の確立を目指し、地域の方や大学生などに「学習支援員」として協力してもらいながら、授業時間以外で補習学習を行う取り組みのこと。平成 30 年度から市立小・中学校全校で実施。

*[12] **地域教育力支援コーディネーター**：市公立小中学校の課題や要望に対して、地域の人材や NPO、大学、企業等との連携を図りながら支援策の手法を検討し、学校内や地域学校協働活動推進員（教育連携コーディネーター）への支援強化を行うために、多摩市教育委員会に配置している専門スタッフ。

*[13] **地域学校協働活動推進員**：学校・家庭・地域が連携・協働し、地域の特色を生かして、子どもの成長を育む体制を整えることを目的に活動し、学校と地域学校協働活動ボランティアとの間に立ち、相互の適切な連携関係を作り、総合的な連絡・調整を行う役割を担う人材。

コラム

SDGs の達成を目指した ESD の推進
～「2050 年の大人づくり」に向けたセカンドステージへ

ESD とは地球規模の様々な課題を、自らの問題として捉え、一人ひとりが自分にできることを考え、身近なところから実践していくこと（Think globally,Act Locally）を通して、課題解決につなげる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動であり、「持続可能な社会の創り手」を育成する教育です。

多摩市教育委員会では、平成 21 年（2009 年）からの 10 年間は「2050年の大人づくり」をスローガンに、ESD（Education for Sustainable Development：持続可能な開発のための教育）を推進してきました。令和2年（2020年）からは次の 10 年間のスローガンとして「2050 年の大人づくりに向けたセカンドステージへ」とし、ESD の充実・発展を目指し、令和6年（2024 年）で 15 年目を迎えています。

市内の全小・中学校は ESD の推進拠点である「ユネスコスクール」に加盟し、ESD を通じて育てたい資質・能力を明確にして、協働し、問題を見いだし、解決を図っていく学習に取り組んでいます。例えば、総合的な学習の時間を中心に地球温暖化などの地球規模の課題を児童が「自分事」と捉え、解決策等を発信したり、自分たちで再生可能エネルギーから蓄電を行い、発電をしてイルミネーションにしたり、自分たちの使っている一人1台端末を充電したりといった実践をしたりするなど、持続可能な社会づくりに貢献しようとする資質や能力を育成しています。

再生可能エネルギー（水力）を活用した蓄電

このような取り組みを通して、「2050 年の大人づくりに向けたセカンドステージ」として、以下の 3 つの方策を踏まえ、ESD のさらなる充実・発展を図っていきます。

1　小中連携した ESD の推進

子どもたちの実態を踏まえ、各中学校区において ESD を通じて育成する資質・能力を設定し、教職員間で共有を図るとともに、小学校の学びを中学校につなげていきます。また、中学校区ごとの児童・生徒による ESD の取り組みに関する「発表交流」を行っていきます。

2　SDGs の達成を目指した ESD の推進

2030 年までに持続可能でよりよい社会を目指す世界共通の国際目標SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の達成を目指し、各学校の教育活動において ESD の視点を明確にし、教科等横断的な学習を展開し、SDGs の17の目標達成に向けた取り組みを充実させます。

3　「多摩市子どもみらい会議」の充実

平成 27 年（2015年）から開催してきた、子どもたちによる ESD の実践発表・共有・発信の場である「多摩市子どもみらい会議」において、参加した子どもも大人もみんなで、その実践の在り方を共有し、市政への提言など具体的取り組みを通して、ESD の学びを実生活や社会の変容につなげていきます。

２「豊かな心」を育む教育の推進

生きる力を支える「豊かな心」は、美しいものや自然に感動する心などの柔らかな感性、正義感や公正さを重んじる心、生命を大切にし、人権を尊重する心などの基本的な倫理観、他者を認め、思いやる心や社会貢献の精神、自立心、自己抑制力、責任感、他者との共生や異なるものへの寛容などの感性及び道徳的価値を大切にする心であると考えます。

加速度的に変化する社会において、人と協調しつつ自立的に社会生活を営むために必要とされる実践的な力が生きる力であり、豊かな心は生きる力を支える重要な要素です。豊かな心の育成には、様々な年代・立場の人と交流するとともに、多くの体験・経験を積むことが必要です。

多摩市教育委員会は、次代を担う子ども自らが学ぶ意欲をもち、未来への夢や目標をもち、自らを律しつつ、自己の責任を果たし、自分の利益だけでなく社会や公共のために何ができるかを大切に考える豊かな心の育成を推進します。

取り組みの指標

～自己有用感の育成と感性の向上～

成功体験を積み重ねることなどを通じて、子どもたちの自尊意識や自己肯定感を育み、自分に自信をもてる児童・生徒の割合を増加させます。

「自分には良いところがある」「どちらかといえばある」と回答している割合

	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	目標値
小学校６年	調査中止	79.8%	79.4%	83.1%	⇒ 100%
中学校３年		74.3%	79.2%	80.0%	⇒

（文部科学省　全国学力・学習状況調査の多摩市結果より）

人権教育や道徳教育を推進し、いじめはどんな理由があってもいけないことだとする児童・生徒の割合を増加させます。

「どんな理由があっても「いじめはいけない」」と回答している割合

	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	目標値
小学校６年	調査中止	84.0%	87.9%	79.8%	⇒ 100%
中学校３年		76.9%	76.2%	75.0%	⇒

（文部科学省　全国学力・学習状況調査の多摩市結果より）

（1） 人権教育の推進及び人権尊重の理念の啓発

学校の教育活動を通じて、児童・生徒が人権や人権擁護に関する理解を深め、人権がもつ価値や重要性を受け止める人権感覚を養うとともに、自分の人権を大切にし、他者の人権を擁護しようとする意識や態度を保護者や地域とともに考え育成します。併せて、人権課題「障がい者」、「子ども」に関連し、「いじめ問題」や「児童虐待」の解決に向け、人との関わり方を学び、他者の気持ちを想像する力や規範意識を育むための教育を推進します。また、人権課題「性的指向・性同一性障害」や外国人の人権等、新たな人権課題について関係部署と協力しながら理解を深めるための研修を充実します。さらに、アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）の理解の促進を図ります。

携帯電話やスマートフォンの普及や端末機能の急速な発展によるＳＮＳ*[14] などのインターネットにまつわるトラブルなどについて、関係機関との連携の下に未然防止や早期解決のための取り組みを推進します。

（2） いじめの未然防止と早期発見・早期対応に向けた取り組みの推進

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を侵害し、その成長に重大な影響を与え、生命・身体に危険を生じさせるおそれがあるものとの認識に立ち、「多摩市いじめ防止対策推進条例」や「学校いじめ防止基本方針」に基づき、関係機関と連携しながらいじめの未然防止、早期発見、早期対応を行い、いじめを重大化させないよう努めます。いじめの未然防止においては、道徳科や学級活動等において法や条例の趣旨を理解し、多様性を認め、他者を尊重し、相互理解を深め、いじめをしない、許さない態度を身に付けさせるように努めます。

各学校においても「学校いじめ基本方針」に基づく取り組みの徹底や、「学校いじめ防止委員会」の機能の強化を図ることにより、いじめ防止などに向けた組織的な取り組み及び地域や保護者と連携した対応を推進します。

（3） 不登校等の児童・生徒への支援

学校における対応力を向上させるために、魅力ある学校づくりを目指した「絆づくり」と「居場所づくり」を行い、令和２年１１月に策定した「不登校総合対策」に基づいた支援の充実を図ります。また、不登校やその傾向のある児童・生徒には、適応教室*[15]「ゆうかり教室」、チャレンジクラス「あたごＳｐａｃｅ」などの活用を促進し、一人ひとりの状況や能力に応じた適切な支援により、社会的な自立につなげることを目指します。その一つとして「ゆうかり教室」では、専門的な手法によるソーシャルスキルトレーニングなどの集団活動の取り組みを継続します。

ゆうかり教室のコアラタイム
フィンランド伝統飾り「ヒンメリ」
作りの様子

あたごSpace（「あたごルーム」でみんなでリラックスして活動する様子）

また、様々な課題を抱えている児童・生徒及びその家庭に対して、教育相談体制をさらに充実させ、学校、スクー

ルカウンセラー*[16]、スクールソーシャルワーカー*[17]、関係機関等と連携し多角的なアセスメントに基づき、課題に応じた効果的な支援を行います。特に、学校とのかかわりが途切れがちであったり、最近の様子を把握することが困難な状態にあったりする場合は、アプローチの困難さが課題であったことから、オンライン上の「ＶＬＰ（バーチャル・ラーニング・プラットフォーム）」を活用し、興味・関心を引き出せるような企画や取り組みを行うことで支援を充実させていきます。

（4）道徳教育の推進

自己を見つめ、よりよい生き方について考え、議論する道徳科の授業を要として、全教育活動で児童・生徒の道徳性を養います。また、道徳授業地区公開講座等を通じて、保護者・地域と連携した心を育てる教育を推進します。

（5）キャリア教育の推進

小・中学校では、キャリア教育の推進に向け、キャリア・パスポート*[18]を活用し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりすることを通して、自己の変容に気付く活動の充実を図ります。

中学校の職場体験の充実や学校外の人材の活用促進など、児童・生徒の体験活動の機会を積極的に設け、日常の授業の中では行うことが難しい体験活動や地域との交流を通じて様々な価値観に触れることにより、必要な基盤となる能力や態度を育むよう努めます。

地域図書館での職場体験学習

*[14]**ＳＮＳ**：Social Networking Service の略で Web サイト上で登録した利用者同士が交流できる仕組み。多くのＳＮＳでは、個人のプロフィールや日記を書き込む機能やメッセージを送る機能があるほか、特定の仲間の間だけで情報をやり取りできるグループ機能などがある。

*[15] **適応教室**：何らかの理由により学校にいけない児童・生徒を対象に、学校や家庭、相談機関等と連携し、個別指導や集団活動を通して児童・生徒の自己肯定感を高め、豊かに生きるための基礎的な力を育むことを目的に設置する教室。

*[16]**スクールカウンセラー**：いじめ、不登校、問題行動の背景となっている児童・生徒の不安や悩みへのカウンセリング、子育てに関する保護者への助言・援助、学校における相談体制を充実させるための教職員への助言・援助など児童・生徒の心の問題に関して深く、広範囲な活動を職務として学校に派遣される専門職。

*[17]**スクールソーシャルワーカー**：いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの生活指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり、学校、家庭、関係機関等とのネットワークを活用して、問題を抱える児童・生徒に支援を行なったりする専門職。

*[18]**キャリア・パスポート**：小学校・中学校・高等学校段階のキャリア教育をつなぎ、12 年間の見通しをもって、より効果的に児童・生徒のキャリア形成を図っていくことを目的として、これまでの学校生活や日常生活を振り返り、これからの生き方を見通すための記録として活用する。記録は学年単位や校種単位で終わらせず、小学校から中学校へ、中学校から高等学校へと継続的に蓄積していく。その記述や自己評価の指導にあたっては、教師が対話的に関わり、個性を伸ばす指導へとつなげながら、学校、家庭及び地域における学びを自己のキャリア形成に生かそうとする態度を養うよう努めなければならない。学習指導要領にその活用について明記されている。

（6）社会教育との連携と多様な体験活動の推進

体験活動は、豊かな人間性、自ら学び、自ら考える力などの生きる力の基盤であり、子どもの成長の糧としての役割が期待されているため、思考や知識を働かせ、実社会に実際に触れることや、インターネットやシミュレーション等を通じた体験など様々な体験活動の充実を図っていきます。

図書館や公民館などの社会教育施設のほか、児童館など地域の公共施設や商業施設などで、子どもの育成に資する講座や事業を実施し、親子や様々な世代との交流、体験型の学習などを通した取り組みを実施します。

話す、聞く、読む、書くなど、豊かな言語表現活動や様々な情報に触れることを通して、子どもの感性を磨き、創造力を豊かにする施策を推進します。特に、本に触れることによって豊かな心を育むため、「（仮称）第二次多摩市読書活動振興計画」に基づく施策を展開することで、読書活動を推進します。

自然の中での活動や多様な文化や芸術を実際に体験できる機会を提供することにより、子どもの豊かな心を育成します。

また、市指定の有形文化財や天然記念物、都指定の史跡などを活用し、子どもたちが郷土の歴史を学び、文化財を実際に体験する場や機会を充実させることにより、子どもたちの地域への関心、愛着を高めることを目指します。

コラム

多摩市立八ヶ岳少年自然の家を活用した様々な体験活動

八ヶ岳の雄大な自然の中で児童・生徒が安全・安心に様々な体験活動を通じて心身の成長を図る八ヶ岳少年自然の家は、もうすぐ開設から 50 年を迎えます。

八ヶ岳少年自然の家の外観

その間、地元の富士見町や隣接する国有林管理者（林野庁南信森林管理署）と信頼関係を構築し協力を得ながら、林野庁長官賞を受賞した林業体験プログラムをはじめ、車で10分の富士見高原スキー場や 20 分の富士見パノラマスキー場でのスキー＆スノーボードやソリあそび、近くを流れる立場（たつば）川での川遊びや水生昆虫観察など様々な自然体験メニューを開発・提供してきました。

森林教室（座学）の様子

また、自然の家の敷地内にも様々なアクティビティが用意されています。自然木を贅沢に利用した「森あそび」、かや飛ばしや丸太切り体験、杉板クラフトや木バッジクラフト、星座観察やナイトハイク、キャンプファイヤーや体育館でのキャンドルファイヤー、屋外炊飯場を利用したバーベキューやカレーづくり＆飯盒炊飯など、自然を楽しむ様々な体験活動が用意されています。

八ヶ岳少年自然の家は、これからも富士見町や林野庁との友好関係を継続しながら、豊かな自然環境を利活用した豊富な体験活動メニューを安定して提供することで、児童・生徒の健全育成、そして市民の社会教育・生涯学習活動の一助になるよう引き続き取り組んでいきます。

コラム

不登校はどの子どもにも起こりうること……
安心できる居場所・多様な学びの場の確保に向けて

1　不登校の増加は全国的な傾向

新型コロナウイルス感染症などの社会的な要因や学校での人間関係など人それぞれの要因で、近年、学校に登校しない子どもが全国的に増えています。

多摩市立小・中学校でも、不登校児童生徒数は令和4年度には400名を超え、1クラスあたりにすると、小学校では1名、中学校では3名程度が不登校の状況です。

多摩市教育委員会では令和2年度に策定した「不登校総合対策」に基づき、子どもが抱える不安と悩みを少しでも解消できるよう、対策を進めています。

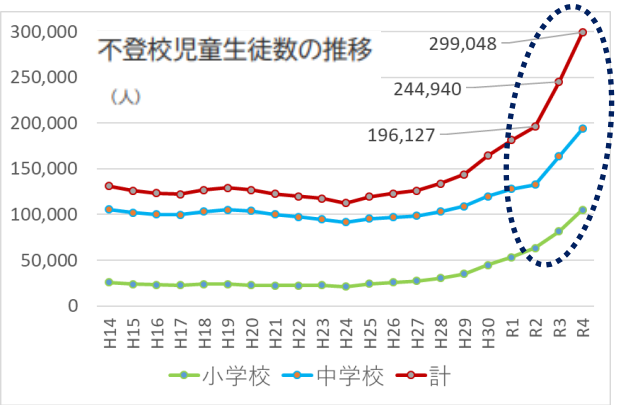

出典は、文部科学省の令和４年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果。児童・生徒数は、病気や経済的な理由等を除く年間３０日以上欠席した子どもが対象です。

2　一人ひとりに合った環境づくり

多摩市立小・中学校に通っている子どもについては、担任の先生など学校と相談のうえ、一人ひとりに合った居場所を選択できる環境づくりに取り組んでいます。代表的なものは次のとおりです。（③及び④は東京都の事業で、多摩市が東京都に申請のうえ事業を実施しています。）

①校内別室＜多摩市立小・中学校内＞

クラスに入りづらい子どもが校内の別室で学習などに取り組むことができます。

②適応教室「ゆうかり教室」＜教育センター内＞

個別学習、他の子どもとの交流・団体活動やボードゲーム・ものづくりプログラムを通じ、退職した教員など大人との関わりの中で、達成感を積むことができます。

③多摩市フレキシスクール Online（VLP）＜インターネットの仮想空間内＞

学校配付のタブレット端末を利用して、オンラインで教員、大学院生との交流などさまざまなプログラムに参加できます。（令和5年10月開設）

④チャレンジクラス「あたご Space」＜東愛宕中学校内＞

ゆとりある時間割の中で、生活リズムを整えながら教員やチャレンジサポーター（支援員）の指導のもと、学校生活を送ることができます。（令和6年4月開設）

「あたご Space」の様子

多摩市ユネスコスクールイメージキャラクター「ゴーヤン」

「あたご Space」という名称には、校内別室が生徒にとっての「居場所（Space）」となり、この別室には「宇宙（Space）のような大きな可能性がある」という２つの願いを込めています。なお、あたごスペースでの支援のキーワードは次の３つです。

整える	登校日数の増加
分かる	学習内容の定着
つながる	学校内外の機関等による相談・指導等を受けていない生徒の解消

ゆとりある生活時程の中で「リフレッシュタイム」などを取り入れ、生活リズムや心身の状況を整えます。

一人ひとりの学習状況に合わせた個別学習やグループ別学習などを取り入れます。

個別支援計画を活用し、関係機関と連携を図ることで相談や指導を受ける環境を整えます。

３「健やかな体」を育む教育の推進

生きる力を支える「健やかな体」は、たくましく生きるための健康や活動の源であり、意欲・気力といった精神面の基盤でもあります。

子どもたちが、生涯にわたって健康・安全に生きていくために必要な身体能力、知識などを身につけることは、心身の健やかな発育・発達にとって非常に大切です。

多摩市教育委員会は、「健康教育」や「食育」の視点から学校・家庭・地域と連携を図りながら、子どもたちの健やかな体の育成を推進します。

取り組みの指標

～健やかな生活環境と体づくり～

体育指導や運動の習慣づけなどにより、運動やスポーツに親しむ児童・生徒の割合を増加させます。

「運動やスポーツをすることが好き」と回答している割合

	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	目標値	
小学校５年男子	調査中止	71.6%	72.3%	75.0%	⇒	100%
小学校５年女子		59.7%	58.6%	57.2%	⇒	
中学校２年男子		68.5%	67.2%	62.3%	⇒	
中学校２年女子		45.8%	46.5%	48.0%	⇒	

（東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査より）

生活習慣の健全育成や健康に関する教育、食育などを通して毎日朝食を必ず食べる児童・生徒の割合を増加させます。

朝食を毎朝「食べている」と回答している割合

	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	目標値	
小学校５年男子	調査中止	88.2%	89.6%	86.1%	⇒	100%
小学校５年女子		86.9%	89.7%	83.7%	⇒	
中学校２年男子		86.3%	86.8%	84.9%	⇒	
中学校２年女子		78.9%	81.3%	81.2%	⇒	

（東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査より）

（1）体力向上に向けた取り組みの推進・充実

大学と連携した「親子スポーツ体験」

大学や企業との連携など多摩市ならではのスポーツに関する環境を生かしながら、児童・生徒の運動への意欲を高め、体力や運動能力の向上を図ります。

「する・みる・支える・知る」のスポーツとの多様な関わり方や、体験的な活動を通して、運動に親しみ、自ら体力を高めていく習慣を身に付け、生涯にわたって心身の健康を保持増進することができるよう、指導の充実を図ります。

（2）健康教育の充実

健康の保持増進のため、医療機関などと連携し、児童・生徒の健康状態を把握し、必要な指導を行うとともに、健康に対する意識啓発のため、児童・生徒の歯や口、目などの健康に関する事業・取り組みを行います。

また、性教育やがん教育など学習指導要領（平成２９年度告示）に示された課題に対する指導の充実、児童・生徒の健康な体づくりを阻害する薬物乱用や受動喫煙などを防止するための取り組みを推進します。

さらに、体育科・保健体育科・特別活動を中心として、学校の教育活動において、児童・生徒の発達の段階に応じた「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための生命（いのち）の安全教育の推進を図ります。

その他、家庭と連携した児童・生徒の健康づくりを推進するため、広報紙などを通じた情報発信を行います。

（3）安全・安心な美味しい学校給食の提供

学校給食に使用する食材の選定や学校給食センターと配膳室の衛生管理を徹底し安全で安心な学校給食の提供に努め、食物アレルギーのある児童・生徒について、学校と保護者、学校給食センターが情報共有し、食物アレルギー事故の発生防止の取り組みを強化します。

また、市内農家が生産した地場野菜を取り入れるとともに農家との連携を深めながら地産地消に努め、給食で出た残さの状況等を把握し調理の工夫や献立の改善を図り、残さの一部をたい肥化するなど、学校給食における食品ロス*[19]削減に取り組みます。

さらに、進化した衛生管理設備のもとでさらなる美味しさを追求した給食提供の実現と、可能な範囲で食物アレルギーのある児童・生徒も安心して食べられる個別対応の取り組みを目指し、老朽化が進む学校給食センターを建て替えます。

多摩市立小・中学校に在籍する児童・生徒を対象に、保護者の学校給食費にかかる経済的負担を軽減するため、東京都の補助制度を活用しながら、継続した学校給食費無償化の実施を図ります。

また、食物アレルギー等のやむを得ない理由により、学校給食の代替として弁当等を持参する児童・生徒の保護者に対して、学校給食費の無償化に伴い、保護者の負担なく学校給食費の提供を受ける児童・生徒との公平性を図り、経済的負担を軽減するための支援制度事業を実施します。

（4）食育の推進

栄養士によるクラス訪問の様子

第４次食育推進計画に基づき、児童・生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、栄養教諭による食育授業や体験学習、栄養士による給食時間の訪問指導や声かけなど連携した食育の推進を図ります。

また、学校給食や食に関する広報物を定期的に作成し、情報発信することにより、食育の重要性について家庭や地域に対して啓発を行います。

（5）持続可能な部活動の環境整備

地域や学校の実態に応じ、中学校部活動の地域連携・地域移行に向けた取り組みが行われていることを目指すとともに、休日に教員が部活動の指導に携わる必要がない環境の構築を、段階的かつ可能な限り早期に実現します。

（6）子どもの体づくりのための家庭教育の啓発

子どもたちの健やかな体を育むことができるよう、学校給食センターからの「給食だより」による情報発信、教育委員会による事業、講座の実施により、家庭に対する食育について啓発します。

また、「早寝早起き朝ごはん」など子どもたちにとって望ましい生活習慣づくりについて、広報紙やホームページを通じて情報発信を行うとともに、教育委員会とＰＴＡとの懇談などにより、情報を共有し家庭への支援をしていきます。

（7）子どもの育成に資する地域活動の支援

スポーツ活動などを通して、子どもの健やかな身体づくりを担っている地域の団体に対し、学校開放など活動場所の提供などを行い、子どもたちの健やかな体を育成するための支援を行います。

＊[19]**食品ロス**：本来食べられるのに捨てられている食品廃棄物。

コラム

新たな学校給食センターづくりに向けて前進します！

学校給食センターは南野調理所と永山調理所の2ヵ所で、一日に約 11,000 食分の給食を調理して、私立帝京大小を含む市内 27 校の小中学校に届けています。

子どもたちに人気のカレーライス

回転釜でポトフを調理する様子

各調理所の稼働は朝早く、午前7時過ぎに食材の受取りから検収（品室や数量等のチェック）、食材の下処理、調理、配缶（各クラス用に取り分ける）の順で、お昼前までに流れるようなスピードで大量の学校給食を作っています。

学校給食センターの栄養士は、児童・生徒が食への興味と関心を持って楽しい食事になるよう、また成長期に必要な栄養バランスのとれた給食になるよう、各調理所で2コースずつの献立を作成し、大勢の調理員で調理しています。

他に季節や旬を感じさせる食材や行事食、郷土料理を取り入れることで、日本の食文化を伝えていきますし、世界の料理を提供する機会では、国際理解の教育にも触れます。

その他にも普段の生活では食べ慣れない食材や料理も登場しますが、いろいろな食の体験につながればという想いで学校給食を作っています。

現在の南野調理所

学校給食センターの2つの調理所はともに築４０年以上が経ち、施設の老朽化が進んでいます。

児童・生徒の多くが食べる学校給食を、進化した設備を使い、さらなる美味しさを追求した食事の提供を目指し、環境に配慮した運営や食物アレルギーによる児童・生徒が安心して食べられる個別対応もできるように、新しい学校給食センターとして生まれ変わります。

今後、令和11年度以降を目途に開業できるよう、現在、建替え整備に向けた具体的な検討を進めています。

未来の子どもたちのために学校給食が将来にわたって安心・安全で安定的に美味しい学校給食の提供が続けられるよう、しっかり議論し進めていきます。

現在の永山調理所

４ 児童・生徒の学びを支える環境づくり

子どもたちが基本的な生活習慣等を身に付け、家族の愛情に包まれて心の居場所を見出す場が家庭です。また、持続可能な社会の創り手として必要な能力や態度を習得する場が学校です。さらに、多様な人間関係や社会の中での習慣や規範を学び、職業体験や社会貢献を通じて自己実現を図る場が地域（社会）です。これら学校・家庭・地域が豊かな個性を尊重し、どのような子どもに育てたいか、共通の目標をもち、その実現に向けて、それぞれの立場における役割から相互に連携・協働することにより、教育の充実・向上が可能となります。

また、学校・家庭・地域の三者が連携して子どもたちの「生きる力」を効果的に育む上では、それぞれの子どもが、学校・家庭・地域からの教育を着実に得られる環境であることが必要です。家庭の経済状況、国籍などに関わらず全ての子どもたちが等しく学習できる機会をつくること、また、どの子どもに対してもできる限りの不安を取り除いて学習に取り組める状況をつくること、このような安心して学べる環境づくりが、「生きる力」を育む前提として求められます。

取り組みの指標

～子どもたちの地域への愛着の醸成～

子どもたちが、地域の方が関わる学習や体験活動、放課後の補習の取り組み、登下校の見守りなどで、地域に育まれていることを実感し、地域行事に参加する割合を増加させます。

今住んでいる地域の行事に参加していますかに「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答している割合

	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	目標値
小学校６年	調査中止	53.8%	45.7%	50.5%	⇒ 60%
中学校３年		41.4%	35.8%	34.5%	⇒

※令和５年度の全国平均は 57%です

（文部科学省　全国学力・学習状況調査の多摩市結果より）

（1） 地域とともにある学校づくりの推進

コミュニティ・スクール*[20] と地域学校協働本部*[21] を両輪として、育みたい児童・生徒像を共有しながら学校・家庭・地域が連携・協働した教育活動を推進します。

まず、コミュニティ・スクールにおける学校運営協議会においては、学校運営の基本方針の承認、学校評価等の議題について熟議を図り、学校と家庭・地域の連携・協働の体制づくりを推進します。

また、全校に設置する地域学校協働本部の活動については、市の地域教育力支援コーディネーター及び各校の地域学校協働活動推進員を中心として、地域の方や企業及び大学と連携するなど人材の確保に努めながら、子どもたちに多様な教育の機会を提供するための活動を推進します。

さらに、学校運営協議会での協議内容や地域学校協働本部の活動については、学校及び学校運営協議会がホームページや「学校だより」などを活用し情報発信を図ります。また、教育委員会では各校での取り組みや好事例を市内学校に共有するとともに、ホームページや広報紙などを活用し地域社会へ発信します。

こうした取り組みにより、地域と学校が連携・協力し地域社会全体の教育力の向上を図り、地域の活性化と子どもたちが安心して暮らせる環境づくりを推進します。

地域学校協働活動の様子（川での学習）

（2） 学校を支援する人材の発掘と育成

地域には、市民やＮＰＯなどの団体、商店、事業所、企業、大学等、様々な分野において専門性をもった人々が活躍しており、豊かな個性を尊重し、地域と学校で育みたい子ども像の育成に向けては、学校との協働を図りその能力を学校教育に生かしていくことが大切です。

そのため、市の地域教育力支援コーディネーター及び各校の地域学校協働活動推進員を中心に、学校の要望も踏まえながら地域の人材の確保に努め、児童・生徒に対して多様な教育活動が持続的に行われる環境を整備します。

なお、市内の各小中学校にはＰＴＡ及びＰＴＡと同様の活動をしている団体が組織されていますが、社会環境や労働環境の変化により、運営方法や活動内容の見直しが必要な状況です。そのため、ＰＴＡ等の連携・情報交換のために組織されている小学校ＰＴＡ連絡協議会及び中学校ＰＴＡ連合会を通じ、運営面での情報共有や行政情報等の提供をするなど、引き続き支援を継続していきます。

また、ＥＳＤを推進するため、現在ある小・中学校や地域、団体、企業、大学、教育委員会の連携体制を生かし、それぞれの立場からの一層の学校支援を得られるよう、働きかけを強化します。

さらに、公民館や図書館等と、学校との連携を強化し、児童・生徒の学習成果の発表の場を充実します。これらにより、教育に参画する市民の意識の醸成を図ります。

*[20] **コミュニティ・スクール**：学校運営協議会を設置している学校のこと。学校と家庭・地域が一緒に子どもたちの成長を支え、地域に開かれ、地域とともにある学校づくりを持続的に推進していくことを目的としている。

*[21] **地域学校協働本部**：地域学校協働活動推進員が主体となり、地域住民、団体等による緩やかなネットワークを構築し、学校の支援活動を実践するとともに気づきの共有、活動の改善・充実に向けた意見交換を実施する。

（3）教育相談の充実

教育センターにおいて児童・生徒の情緒的、心理的な問題を的確に把握したうえで教育相談をすすめ、子ども家庭支援センターや発達支援室等関係機関と連携しながら、相談内容の解決、改善に努めます。特に、不登校を主訴とする相談や不登校の状態にある児童・生徒の相談件数は年々増加傾向にあります。また、子どもの登校しない・したくてもできない背景に家庭の状況が影響していることもあることから、スクールソーシャルワーカー等の福祉専門職が学校と連携し、不登校児童・生徒及びその家庭に対応できる体制を充実させ、今後も支援を進めていきます。

また、「発達・教育初回相談窓口」を設置し、児童・生徒や保護者の主訴を確認し、発達支援室や教育相談室などが連携して対応します。相談内容は時代の変化とともに多様化・複雑化しているため、相談員の研修なども積極的に活用し、相談者の不安や困りごとに適切に対応できるように取り組みます。

（4）誰一人取り残さない視点に立った支援

児童・生徒一人ひとりの生活、学習上の困難を改善または克服し、その力を高めるため、それぞれの教育的ニーズを把握しながら個々に応じた必要な支援と、一人ひとりを大切にした適切な指導や支援を行い、児童・生徒の生きる力を育成します。

特別支援教育の推進を担う教職員に対して、学習指導、生活指導、進路指導等学校が抱える教育課題を踏まえた研修等を実施し、より一層特別支援教育の取り組みが組織的に行えるようにします。

学校の要請等に応じ、医療や療育・心理の専門家とともに児童・生徒の発達特性に応じた支援方法や配慮事項等を協議できる場を設けるなど、学校の取り組みを支援します。

切れ目のない支援の充実に向け、引き続き就学相談や転学相談などの各種相談事業における保護者等との面談を丁寧に行い、児童・生徒のアセスメントに必要な検査等をスムーズに行える体制を整えていきます。

ヤングケアラー*[22]への支援として、スクールソーシャルワーカーが福祉専門職として関係機関との連携を取り、特に子ども家庭支援センターのヤングケアラーコーディネーターと定期的な情報交換を行い、支援を充実させます。

第三次多摩市特別支援教育推進計画策定事業において、アンケート実施や、高校生グループディスカッションを行い、様々な意見を計画に反映していきます。

また、外国語を母語とする日本語指導が必要な児童・生徒*[23]は年々増加の傾向にあることから、今後、日本語指導の指導回数の増加や保護者への支援なども進めます。

特別支援教育にかかる高校生グループディスカッションの様子

*[22] **ヤングケアラー**：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている 18 歳未満の子どもであり、責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響がでてしまうことがある子ども。

*[23] **日本語指導が必要な児童・生徒**：日本語で日常会話が十分にできない児童生徒及び、日常会話ができても、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒。また、帰国児童生徒のほか、本人が重国籍又は保護者の一人が外国籍である等の理由から、日本語以外の言語を家庭内言語として使用しており、日本語の能力が十分でない児童生徒。

（5） 学校施設・設備の安全・安心な環境づくり

学校施設では、市が定める「第二次多摩市ストックマネジメント*[24]計画」に基づき、計画的な学校の改修工事を実施するとともに、地球沸騰化と言われている気候変動への対応として、校舎や体育館の断熱化・遮熱化など環境配慮技術の導入や、小学校体育館への空調設備の配備について検討します。

また、地域の拠点施設として、社会教育施設や他の公共施設等との複合化も検討します。

環境に配慮した遮熱効果への取り組み
（小学校ゴーヤカーテン）

（6） 児童・生徒への適切な学習環境の整備

児童・生徒が適切な環境で学習できるような学級人数を実現するため、国や東京都の施策に基づいた学級編制を行い、小１プロブレム、中１ギャップへの対応を進めます。

併せて、児童・生徒数が減少傾向にある地域等について、今後の推計も踏まえながら、学校規模等の現状を確認したうえで、より良い教育環境の実現のための学校規模等のあり方について検討を進めます。

（7） 学校における働き方改革の推進

学習指導要領の趣旨を踏まえた新たな学びの実現が求められる中、教員の長時間労働の実態は看過できない状況にあります。学校教育の質の向上のためには、教員の健康を守ることはもとより、研修や学ぶ時間の十分な確保等によって自己の資質・能力を高め、専門性を発揮できるようにすることが重要です。そのために、学校における働き方改革推進プランを策定し、教員の適正配置や支援スタッフの配置拡充などの人的支援のほか、休暇の取得促進や小学校教科担任制の段階的導入などを進め、教員の負担軽減を図り、生き生きと子どもたちと接することができる環境の整備に取り組みます。

（8） ICT活用のための環境整備

これまで整備してきた教育用ＩＣＴ*[25]機器を授業で効果的に活用する支援を継続していくとともに、教育用端末等を更新するＧＩＧＡスクール構想第２期では、文部科学省が示す標準スペックを満たしつつ、使いやすい教育用端末等への更新、より高速なネットワーク環境のための更新を行い、教育用端末のさらなる利活用の促進に努めます。

また、教職員が利用する校務支援システムの次期更新では、校務支援システムのクラウド化などにより、学校内のみでなく、学校外、例えば在宅勤務が必要な場合でもシステムを使用できるようにするなど、多様な働き方の実現に向けた検討を進めていきます。

地域の方による小学校１年生のGIGA端末入力のサポートの様子

（9） 地域における安全･安心な環境づくり

保護者と学校、地域が連携することにより、子どもが安心して学校生活や地域生活を送ることができる環境づくりを進めます。通学時の子どもが事故や犯罪に遭うことのないよう、通学路に設置した防犯カメラの更新を計画的に進めるとともに、保護者や地域と協力・連携した見守り体制の構築と見守り活動の支援をしていきます。

また、学校、警察、道路・公園管理者、教育委員会で通学路の合同点検を実施し、安全対策検討会議にて改善要望があった箇所について協議のうえ、樹木の剪定や道路標示の再溶着など必要な安全対策を講じます。

通学路合同点検の様子

（10） 家庭の状況を踏まえた経済的な支援

学用品、修学旅行・移動教室・集団宿泊に要する費用など、就学に伴う費用の支援を行うことで、家庭の経済的な状況に関わらず、児童・生徒が安心して学校生活を送り、学習ができるようにします。

（11） 教育委員会からの積極的な情報発信と意見交換の場づくり

広報紙やホームページなどを通じて、教育活動や教育委員会の取り組みに関する情報を積極的に発信します。

また、教育委員による教育訪問の際や教育委員会とＰＴＡ連合体による意見交換などを通じて、教育委員会の取り組みや児童・生徒に対する教育などについて保護者の理解、関心を高めるとともに、教育委員会や学校と保護者との信頼関係を深めていきます。

PTA 懇談会の様子

*24 **ストックマネジメント**：既存施設を効率的・効果的に活用するための体系的な手法のこと。
*25 **ＩＣＴ**：Information and Communication Technology の略でコンピューターやインターネットなどの情報通信技術のこと。

コラム

これからの学校施設の役割

1　学校施設の大規模改修

多摩ニュータウンの建設に合わせ、多摩市の児童生徒が急増したことから、市としても、学校施設確保の観点から、昭和 50 年代に多くの小・中学校を整備してきました。

市は学校施設等、多くの公共施設の維持保全と建築物の長寿命化を目指し、ストックマネジメント計画を策定し、計画的に学校施設を始めとする様々な公共施設の改修対応を行ってきました。この改修内容は、物理的な不具合を直して建物の耐久性を高めることで、将来にわたって長く使い続けることができるように安全性の確保や、バリアフリーや省エネ等、時代変化に伴う社会的要求を可能な限り実現させることを目的としています。

また、大規模改修に合わせて、優先的に改修を進めてきたのが、トイレの洋式化・乾式化や自動水栓などの整備です。なぜなら、トイレの環境を良好に維持することは、健康面や心理面において重要であり、快適な教育環境づくりには欠かせないと考えているからです。

2　これからの学校施設に求められるもの

⑴　新しい時代の学び舎の実現

一人1台端末環境や少人数学級の実施など、学びのあり方が大きく変わる中、新しい時代の学びの実現に向け、ICT 環境の整備と併せ、児童生徒の学び・活動の変化に柔軟に対応できる空間や、教職員の働き方改革を推進できるような空間を実現するなど、新しい時代の学び舎づくりを進めていくこともこれからの学校施設には求められます。

⑵　バリアフリーへの対応

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の改正等を踏まえ、国より以下三点の整備目標を示されたことから、大規模改修や建替えの機会を通じて、バリアフリーの視点や国の目標を踏まえながら、可能な限り子どもたちが安心して学校生活を送れるような環境づくりに取り組んでいきます。

―以下、国の整備目標―

① バリアフリートイレについては、避難所に指定されている全ての学校に整備する。
② スロープ等による段差の解消について、全ての学校に整備する。
③ エレベーターについて、要配慮児童生徒等が在籍する全ての学校に整備する。

⑶　防災機能の強化

学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割も果たすことから、防災機能の強化は極めて重要です。構造部材の耐震性や非構造部材の耐震対策、施設全体の耐火性などの安全対策や、必要なスペースや備蓄等を確保するとともに、電気、ガス、水道、情報通信等の機能を保持できるようする。また、早期に学校教育活動が再開できるよう、避難生活と教育活動が共存する際の学校施設の利用計画を予め決めておくことも重要です。

3　まとめ

これからの学校施設は、将来のまちづくりを見据え、地域の拠点としての役割を認識し、多様な活動・人材に対応することを前提とし、社会環境等の変化に柔軟に対応できるような施設づくりを目指さなければならないと考えられます。

５「社会教育」と「家庭教育支援」の充実

生涯を通じて心身ともに健康で、生きがいのある人生を送り、自己の充実や生活の向上のために必要な知識・技能を習得し、知的・人的ネットワークの構築や健康の保持・増進のための多様な学びや交流の機会は大変重要です。

また、人口減少や少子高齢化、家族形態の多様化が進むなど、社会を取り巻く環境が急激に変化する中、市民が自らの地域や生活の課題に気付き、お互いに学び合う中で解決につなげていく営みが展開されることが期待されます。そして、家庭は子どもが望ましい生活習慣を身に付け、人間性を培い、心身ともに健やかに成長するための大切な場所です。

多摩市教育委員会では、「社会教育」と「家庭教育支援」の充実により、大人が学び続けることによる「２０５０年の大人づくり」につなげていきます。

取り組みの指標

～　誰もが学べる社会教育の充実　～

多様な学びや交流機会の提供を通じて、市民一人ひとりが生涯を通じて心身ともに健康で、生きがいのある人生を送るための支援に取り組みます。

学校開放・クラブハウス利用件数

Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	目標値
4,461 件	10,593 件	15,662 件	16,732 件	⇒　19,750 件

（教育振興課調べ）

八ヶ岳少年自然の家の延利用者数

Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	目標値
2,013 人	11,602 人	16,888 人	17,297 人	⇒　22,660 人

（教育振興課調べ）

文化財施設の延来館者数（多摩ふるさと資料館、旧多摩聖蹟記念館、旧有山家、旧加藤家、旧富澤家）

Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	目標値
53,566 人	49,108 人	49,357 人	32,075 人	⇒　53,150 人

（教育振興課調べ）

公民館利用者数

Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	目標値
67,656 人	77,668 人	131,457 人	143,031 人	⇒　200,000 人

（公民館調べ）

図書館利用者カード登録者数

Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	目標値
47,216 人	45,107 人	42,183 人	53,833 人	⇒　54,200 人

（図書館調べ　２年以上図書館利用がない方を除く）

（1）社会教育の充実

コミュニティセンターでのアウトリーチ事業の様子

社会教育施設において、学習機会、活動場面の提供などで、学習活動の活性化や地域の相互交流を促進するとともに、公民館、図書館などで実施している講座やイベント情報等を発信し、社会教育活動の充実を図ります。社会教育事業の実施にあたっては、市民や活動団体、関係部署との連携事業やアウトリーチ事業を推進し、多様な学びを提供します。

長野県富士見町にある社会教育施設、多摩市立八ヶ岳少年自然の家では、富士見町や隣接する国有林を管理する林野庁南信森林管理署の協力を受けながら、八ヶ岳の雄大な自然を利活用した体験活動の提供を通じて、児童・生徒をはじめ市民の社会教育・生涯学習活動の充実に取り組んでいきます。

また、これからの社会情勢を踏まえ、社会教育施設や事業運営についても、費用対効果の意識をもって事業展開をしていきます。

（2）家庭教育や子どもの理解に関する学習機会の充実

多様化する家庭環境に対して、地域全体で家庭教育を支えることが求められています。子育ての中で保護者が孤立することのないよう、家庭教育に関する講座を実施し、知識を得るとともに仲間づくりができるような場を提供します。また、保護者と学校等が連携して企画実施する家庭教育に関する講座の開催を支援します。公民館や子育て関係機関等が連携し、課題を共有しながら地域で子どもの理解を図る学習機会を設け、地域の教育力の向上を図ります。

絵本の読み聞かせなど親子が一緒に体験できる講座を実施し、豊かな心を育みます。

さらに、児童・生徒の望ましい生活習慣づくりへの支援のほか、家庭における学習習慣の確立や家庭教育の支援などについて、広報紙やホームページで情報発信するなど継続的な支援を行います。

（3）誰もが学べる学習環境の整備・充実

多摩ふるさと資料館（展示室3）

多摩ふるさと資料館は、学校教育との連携と市民の「ふるさと多摩」意識の醸成の拠点として利活用を積極的に進めます。

また、知の地域創造の中核を担う中央図書館を中心として、市内図書館と行政資料室の図書館ネットワーク網により、豊富な資料・情報を揃え、誰もが学べる学習環境のさらなる充実を図ります。

公民館は、時代や社会的状況の変化やニーズを捉え、地域課題や文化芸術など様々な学びを提供するとともに、ＩＣＴ等を活用した遠隔学習環境を整備するなど、誰もがどこでも学べる環境の充実を図ります。また、学校へ通いづらい子どもたちや居場所を見つけづらい大人たちなど、多様な人たちが交流しながら自分自身を掴み、その能力を発揮できる学びの場づくりにより市民の暮らしを豊かにすることを目的として、地域住民や活動団体と協働し、地域資源を広域的に活用しながら様々な事業を展開します。

（4）文化･歴史学習の充実

多摩市で受け継がれてきた有形・無形の文化財や郷土資料、文化財施設を積極的に事業や講座等を通じて活用し、伝統文化や郷土の歴史に触れるなど学び親しむ機会を充実させるとともに、多摩市デジタルアーカイブの充実を図り、誰でも、どこにいても、郷土の文化や歴史学習を可能にすることで、次代を担う子どもたちをはじめ、郷土の文化に対する市民の理解促進に努め、後世への継承に取り組みます。

また、多摩市が令和５年度に寄付を受けた国登録有形文化財の保存活用計画を策定し、保存や活用方針を定めるとともに、市民をはじめ多くの方々と協力しながら有効活用に向けた検討を進めます。

多摩ふるさと資料館（展示室2）

旧富澤家（多摩中央公園内）

多摩市指定有形文化財
旧多摩聖蹟記念館（都立桜ヶ丘公園内）

（5）地域活動の支援

生涯を通して自ら学び、社会参画できる機会の充実を図るとともに、地域コミュニティの維持・活性化など、新たなまちづくりにつながるよう、社会的課題や地域課題などを啓発する講座・事業等を実施し、地域の教育力の強化を図ります。

推進委員会や児童館等の施設との連携事業を拡充し、地域の多様な担い手による地域の支え合い活動を支援していきます。

また、地域活動の拠点の一つとして、学校教育に支障のない範囲で学校施設の開放を進め、スポーツ活動やその他多種多様な活動を行っている地域団体を支援します。

市民と地域でつくる永山フェスティバル

コラム

多摩市立中央図書館の開館
～「知の地域創造」の拠点として～

令和5年7月1日に多摩中央公園の一画に多摩市立中央図書館を開館しました。

開館初日と翌日は週末だったこともあり、それぞれ来館者が1万人を超え、図書館が人であふれかえる状況となりました。

多摩センター駅周辺施設と連携し、地域の回遊性の向上や活性化に寄与することが期待されています。

中央図書館1階エントランス

中央図書館の開館に合わせて主催イベントの他、市民の方から企画を募集し、市民、大学、企業などと連携した協働イベントを実施しました。

主催イベントでは、多摩市立図書館本館再構築基本構想策定委員会の委員長であり、ノンフィクション作家である柳田邦男さんによる講演や、辻村深月さんによるトークイベントの他、企画展示、スペシャルおはなし会などを行い、協働イベントではバルーンアートワークショップや朗読会、ジャズライブ、おはなし会、企画展示など様々なイベントを行いました。読書や勉強をする場としてだけではなく、図書館を活動の場としても、大いに利用していただきました。市民の方との連携については、令和6年度の開館1周年記念イベントなどでも取り組みを継続しています。

ビブリオバトルの様子

施設設備としては、1階を静寂系として、通常の図書館と同様に読書に集中できるように静寂読書室や研究室を設置し、一方で2階は広場系として、読書もおしゃべりも楽しめるように活動室やラーニングコモンズ、サテライトカウンター、カフェなどを設置し、子ども連れの親子や若い方をはじめ、多くの方にご利用していただいています。

令和6年8月には、来館者 100 万人を突破しました。開館して約1年2ヶ月での 100 万人突破は、単独設置の公立図書館として、全国でもトップレベルの実績です。

中央図書館ラーニングコモンズ

市民の方だけではなく広くご利用いただき、多くの方に愛されている施設となっています。

本市では、中央図書館を中心とした市内の図書館と行政資料室により、これからも市民の「知る」や「学ぶ」を支援し、皆さんの様々な活動を支援していきます。